

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 135)

適格分社型分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書

※整理番号

※課税/非課税

税務署受付印

平成 年 月 日

(フリガナ)
法人名

□ □ 単連体結法人代表者氏名

(フリガナ)
納税地

電話() -

(フリガナ)
代表者住所

代表者氏名

事業種目

業

税務署長殿

連 子 法 人

(フリガナ)
法人名

本店又は主たる事務所の所在地

(フリガナ)
代表者氏名

代表者住所

事業種目

業

整理番号

部門

決算期

業種番号

整理簿

備考

回付先 親署 → 子署 子署 → 調査課

租税特別措置法(第65条の8第2項・第68条の79第3項)又は、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第21条第2項の規定による適格分社型分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。

記

措置法第65条の8第2項・第68条の79第3項又は震災特例法第21条第2項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額 円

種類					
構造					
規模					
価額	円	円	円	円	円
所在地					

買換資産の取得予定年月日

認定を受けようとする年月日

(設定期間の延長を必要とする理由)

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印

※ 税務署処理欄

部門

決算期

業種番号

整理簿

備考

15. 00 改正

(規格 A 4)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 130)

適格分社型分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書

※整理番号

税務署受付印

平成 年 月 日

(フリガナ)
法人名

□ □ 単連体結法人代表者氏名

(フリガナ)
納税地

電話() -

(フリガナ)
代表者住所

代表者氏名

事業種目

業

税務署長殿

租税特別措置法第65条の8第2項又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第21条第2項の規定による適格分社型分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。

記

措置法第65条の8第2項又は震災特例法第21条第2項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額 円

種類					
構造					
規模					
価額	円	円	円	円	円
所在地					

買換資産の取得予定年月日

認定を受けようとする年月日

(設定期間の延長を必要とする理由)

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印

※ 税務署処理欄

部門

決算期

業種番号

整理簿

備考

14-07

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 135)</p> <p style="text-align: center;">適格分社型分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人である単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、対象期間内に租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第65条の8第1項・第68条の79第1項又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第21条第1項に規定する譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度において適格分社型分割等(適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。)を行う場合において、措置法第65条の8第2項・第68条の79第3項又は震災特例法第21条第2項の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合に、分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。)において当該適格分社型分割等の日から当該譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日以後1年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することがやむを得ない事情によって困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、適格分社型分割等の日以後2月以内に提出する必要があります。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「措置法第65条の8第2項・第68条の79第3項又は震災特例法第21条第2項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額」欄には、措置法第65条の8第2項・第68条の79第3項又は震災特例法第21条第2項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(4) 「当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄</p> <p>イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類(土地、建物、構築物、機械及び装置等の別)を記載してください。</p> <p>ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。</p> <p>ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。</p> <p>ニ 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。</p> <p>(5) 「買換資産の取得予定年月日」欄には、当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の取得予定年月日を記載してください。</p> <p>(6) 「認定を受けようとする年月日」欄には、措置法第65条の8第2項・第68条の79第3項又は震災特例法第21条第2項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。</p> <p>(7) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とする措置法第65条の8第2項・第68条の79第3項又は震災特例法第21条第2項に規定するやむを得ない事情を詳細に記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 130)</p> <p style="text-align: center;">適格分社型分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人が、対象期間内に租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第65条の8第1項又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第21条第1項に規定する譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度において適格分社型分割等(適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。)を行う場合において、措置法第65条の8第2項又は震災特例法第21条第2項の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合に、分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。)において当該適格分社型分割等の日から当該譲渡の日を含む事業年度終了の日の翌日以後1年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することがやむを得ない事情によって困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、適格分社型分割等の日以後2月以内に提出する必要があります。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「措置法第65条の8第2項又は震災特例法第21条第2項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額」欄には、措置法第65条の8第2項又は震災特例法第21条第2項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(2) 「当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄</p> <p>イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類(土地、建物、構築物、機械及び装置等の別)を記載してください。</p> <p>ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。</p> <p>ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。</p> <p>ニ 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。</p> <p>(3) 「買換資産の取得予定年月日」欄には、当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の取得予定年月日を記載してください。</p> <p>(4) 「認定を受けようとする年月日」欄には、措置法第65条の8第2項又は震災特例法第21条第2項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。</p> <p>(5) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とする措置法第65条の8第2項又は震災特例法第21条第2項に規定するやむを得ない事情を詳細に記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p>